

東北地方太平洋沖地震災害支援に関する意見書

日本列島は、東北、関東地方の広域にわたって未曾有の巨大地震と大津波に見舞われ、阪神淡路大震災をも上回る過去最大規模の地震被害を被ったところである。なお、その被害は現地の状況が明らかになるにつれて、さらに拡大することが想定されるところである。

この地震によって被災地域では、集落社会の壊滅的な被害、想像を絶する多数の死者・行方不明者の発生、ライフライン・河川・道路・海岸等への甚大な人的・物的被害がもたらされ、全国的な規模でガソリン、食料品や日用品の不足など国民生活と日本経済に大きな影響を及ぼしている。

さらに、福島県内の東京電力原子力発電所では、放射性物質の漏出という重大事故が発生し、地域住民を始め、国民は大きな衝撃を受けている。

よって、震災を復旧するために不可欠な予算に加えて、国民生活の安心と安全を守るための施策を盛り込んだ予算の成立が急がれるところである。併せて、豊田市は救助・救援に消防署員・水道職員・保健師等を派遣しているが、災害の規模からしても政府におかれては、的確な情報提供を行い、被災者の救済及び被災地の復興を一層強力に進めることが必要であると感じ、以下の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 被災地域の食料、燃料、医療、住居など生活環境の整備を早急に図ること。
- 2 被災地住民のライフラインの早急な復旧を図るとともに、道路・鉄道・港湾など交通・産業基盤の速やかな復旧に万全を期すこと。
- 3 東京電力福島第一・第二原子力発電所における放射能汚染を含む事故や二次災害の発生に万全の対策措置を講じること。
- 4 抜本的な災害対策を講じるため、被災した公共団体の復興事業への国庫負担による財源措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月31日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
総 務 大 臣
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全 行政刷新) 様

豊 田 市 議 会